

令和6年度第1回富田林市入札等監視委員会議事録（会議の概要）

- 1 開催日時 令和6年5月14日（火）午前9時30分～午前10時05分
- 2 開催場所 市役所5階 入札室
- 3 出席者 委員2名、工事担当課4人、事務局5人
- 4 開催形態 公開（傍聴人 人）・**非公開**・一部公開（傍聴人 人）

【非公開・一部公開の理由】

会議の公開に関する指針3.（3）該当

- 5 審議の経過及び委員会等の結果等 全文筆記・**要点筆記**・議事要旨
次第

（1）入札及び契約手続きの運用状況等について（令和6年1月～3月）

① 工事の発注状況について（報告）

（2）発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議

- ① 「R5・6 東部配水池ポンプ施設新設工事(電気・機械)」
- ② 「(R5-河)宇奈田川護岸復旧緊急突発工事」
- ③ 「20230602 大雨高井関水路復旧工事」
- ④ 「20230602 大雨宇奈田川護岸復旧工事」
- ⑤ 「(R5-河)宇奈田川河床保護工事」

【委員】 全体的に同じような工事が多いような感じですが、案件③と④は、昨年6月の大雨が原因ということですよ。工事期間が案件③が令和5年6月16日から令和6年1月31日、案件④が令和5年6月13日から12月28日に行われているということですよ。私が覚えてないだけかも知れませんが、緊急突発工事で6月の工事が、執行日が令和6年3月27日になっているというのは、どういうことですか。

【事務局】 これに関しましては、精算的な契約をしたのがこのタイミングということです。災害等が起きれば、どこかの業者にすぐに工事を行っていただく必要がありますので、選定理由でも説明させていただきましたけれども、基本的に現場に近い業者を選んでいます。その他に施工能力などももちろん考慮して選定しています。相手方に出来ないといわれた場合には、次に次にという形で業者を選びます。とりあえず着手していただき、大きい工事になると、最終的に精算に向けての設計に時間がかかるので、契約というのがこのぐらいの時期になります。今、お話しいただきましたように、内容的には令和6年1月とか令和5年12月にそれぞれ工事が終わっているのです。

けれども、精算するのに設計を組みなおすのに時間がかかって、その後に契約をするということで時間をいただいていると思うのです。今回の委員会資料を見てみますと、20230602の災害に関する案件は3件ほどでした。2月委員会の時は7～8件、11月委員会の時は20件出ています。案件の規模によって、早く出来るものもあるのですが、今回のものは比較的大きい案件で、時間がかかって、今回の抽出案件で出て来ているということになるかと思います。

【委員】 分かりました。

【委員】 案件①ですが、前回、庁舎の契約のことで、最終的に1回目、入札1者であったけれども、規程を作っていたので、契約をされたという説明だった記憶なのですね。今回の案件①は、条件付一般競争入札をされて、1者だけだったので、今度は、指名競争入札に切り替えても1者だけだったということで、最終契約という経過をたどっておられると。さっきのご説明の基準を変えて行っていると伺っているのですが、前回お伺いした庁舎の契約の選定の経過と今回の条件付一般競争入札、指名競争入札を挟んでいるという違いについて、まずご説明をいただけたら。質問はこれだけでございます。

【事務局】 前回抽出いただいた新庁舎建設工事の時にも話が出ていましたが、会場に人が集まって入札を行っておりました過去の時代から、また、条件付一般競争入札を電子入札で行ってからも、2者に満たない場合は入札不調としていました。新庁舎建設工事の時に、参加者がどの程度あるのか把握しておきたい事もあり、事前に業界等にアンケートを実施しましたが、アンケートにご協力いただいた会社は10社もありませんでした。発注支援のコンサルからは、アンケートにお答えいただいた中でも大体3割ぐらい参加してもらえたら良い状況かなという話もありました。入札までに時間をかけてやりましたし、1者という事も想定しました。参加いただく時に、業者は複数参加されることを想定されているので、1者でもOKにしました。それで今、6年度からの入札制度の改正の中でも説明させていただきましたけれども、この条件付一般競争入札で条件を決める時に、登録業者の希望業種を基に、複数の業者が参加できる事を確認のうえ設定をしており、競争性は一定はたらいっているということで、令和6年度からはそれを変えさせていただいたという状況です。

【委員】 分かりました。次は、案件②から案件⑤までの分ですが、佐備川と宇奈田川という川で、2者の業者さんに集中しているのですね。その辺の事情を伺おうということで、抽出させていただきました。先程のご説明で、まだちょっとよく分からないのですが、まず、2者各々の受注業者さんでは、仕事の内容が違うから分かれているということ

なのですか。護岸工事と川の底の工事と。

【事務局】 内容とスタートが違います。今回、案件②と案件⑤が同じ業者になっていますけれども、時系列からいくと、まず先に案件⑤の宇奈田川河床保護工事、これを担当課が行いたいと依頼が上がってきて、契約検査課で当該ランクの業者の中、複数業者を選定させていただいて、価格競争をした結果、落札をされたというような状況です。

【委員】 それは、見積り合わせをして随意契約をされたということですか。

【事務局】 そうです。それで、これを進める中で、現場確認を行ったところ、上流、近辺で、緊急に工事をする必要があったので、今回、案件⑤をやっていた業者に緊急的にお願いしたというような状況です。案件②と案件⑤に関しましては、そういうことです。案件③と案件④に関しましては、先程も説明させていただきましたように、この時には市内で30件、40件と東条だけではなくて、北部の方でも、色々と水害というのは出ているのです。そして、その案件が出たら、契約検査課が選定した業者に声を掛けてもらうよう工事担当課に伝えて、出来るか出来ないかを話してやっているのです。1件目の工事を受注いただいた業者をお願いして、2件目もお受けいただいたということで、併せて2件同じ業者に受注いただいた、施工いただいたという状況です。

【委員】 気になったのは、場所が佐備と東板持ということで、近いと言えば近いのですが、離れていると言えば離れていると、それも同じ業者さんになっているということと、金額が案件④の方は1,500万円と結構大きいので、どういうことなのかなということですか。そこは、どうなのでしょう。

【事務局】 案件③と案件④のちょうど中間辺りに受注業者の会社があるのです。受注業者は、この辺りでは土木工事でもランクも上位の会社で、ランク的には施工能力の高い会社で、お受けいただいたものと考えています。

【委員】 現場と業者の会社の位置関係からして、この業者さんになったということですか。

【事務局】 そうです。

○ 開催日程等について

(1) 次回の開催日時について

(2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について